（証書再交付の申請）

第七十三条　遺族厚生年金の受給権者は、遺族厚生年金の年金証書を滅失し、若しくは毀損したとき又は遺族厚生年金の年金証書に記載された氏名に変更があるときは、遺族厚生年金の年金証書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　遺族厚生年金の受給権者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名（遺族厚生年金の年金証書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更前及び変更後の氏名）、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

三　遺族厚生年金の年金証書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

3　前項の申請書（遺族厚生年金の年金証書を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、遺族厚生年金の年金証書を添えなければならない。

4　遺族厚生年金の受給権者は、第一項の申請（遺族厚生年金の年金証書を滅失したことによるものに限る。）をした後、滅失した遺族厚生年金の年金証書を発見したときは、速やかに、これを機構に返納しなければならない。

5　（略）

（死亡の届出）

第七十四条　法第九十八条第四項の規定による遺族厚生年金の受給権者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。

一・二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2～5　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十五条　遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三～六　（略）

2～4　（略）

（裁定の請求）

第七十七条　昭和六十年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法による脱退手当金（次条において「旧法による脱退手当金」という。）について、旧法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者又は昭和六十年改正法附則第八十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による脱退手当金（以下「旧船員保険法による脱退手当金」という。）について裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

（証書再交付の申請）

第七十三条　遺族厚生年金の受給権者は、遺族厚生年金の年金証書を滅失し、又はき損したときは、遺族厚生年金の年金証書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　遺族厚生年金の受給権者は、前項の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

一の二　基礎年金番号

二　（略）

三　滅失又はき損の事由

3　遺族厚生年金の年金証書がき損したことにより前項の申請書を提出するときは、これにその年金証書を添えなければならない。

4　遺族厚生年金の受給権者は、第一項の申請をした後、滅失した遺族厚生年金の年金証書を発見したときは、速やかに、これを機構に返納しなければならない。

5　（略）

（死亡の届出）

第七十四条　法第九十八条第四項の規定による遺族厚生年金の受給権者の死亡の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。

一・二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号

三・四　（略）

2～5　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第七十五条　遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号

三～六　（略）

2～4　（略）

（裁定の請求）

第七十七条　昭和六十年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法による脱退手当金（次条において「旧法による脱退手当金」という。）について、旧法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者又は昭和六十年改正法附則第八十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による脱退手当金（以下「旧船員保険法による脱退手当金」という。）について裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一　請求者の生年月日及び住所